

市第 65 号議案 横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部改正

都市緑地法が平成 29 年 5 月 12 日に改正され、法第 35 条において項の削除やずれが生じたので、法を引用している本市関係条例の該当箇所を改正します。

1 都市緑地法改正の概要（該当部分）

緑化地域制度の改正【平成 30 年 4 月施行】

商業地域等の建ぺい率の高い地域

改正前：緑化率を低減する規定（第 35 条）

↓ 都市緑化の推進

改正後：緑化率を低減する規定の削除

第 35 条（緑化率）

項	改正後	内 容
第 1 項	変更なし	緑化率規制の対象となる建築物
第 2 項、第 5 項 第 6 項、第 8 項 第 9 項	削除	<u>建ぺい率の高い地域において 緑化率を低減する規定を削除</u>
第 3 項、第 4 項 第 7 項	項ずれ	第 3 項→第 2 項、第 4 項→第 3 項 第 7 項→第 4 項

※緑化地域制度：緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度

2 条例の改正内容

条 例	該当箇所	改正内容
横浜みどり税条例	第 5 条第 4 号	・引用項の削除（第 35 条第 2 項、第 6 項、第 9 項） ・項ずれ（第 35 条第 7 項→第 4 項）
横浜市緑化地域に関する条例	第 4 条第 1 項	・項ずれ（第 35 条第 3 項→第 2 項）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日